（国民年金法施行規則の一部改正）

第二十五条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「平成　　年」を「令和　　年」に、「昭和　平成」を「昭和　平成　令和」に改める。

様式第三号（表面）及び様式第四号（表面）中「平成」を「令和」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「平成　　年度」を「令和　　年度」に、「７」（平成」を「９」（令和」に改める。

様式第十五号、様式第十六号及び様式第十七号（表面）中「平成」を「令和」に改める。